盛岡市森林整備計画

変　更　計　画　案

変更計画期間

令和 4 年 4 月 1 日
令和 13 年 3 月 31 日

計　画　期　間

令和 3 年 4 月 1 日
令和 13 年 3 月 31 日

令和 4 年 3 月
岩手県盛岡市

変更理由等

1　変更理由

(1) 令和３年６月 15 日に「全国森林計画」の変更が閣議決定され，これに即して「北上川上流地域森林計画」の内容が変更されたことから，盛岡市森林整備計画における森林整備に関する事項の内容を変更するもの。

(2) 森林所有者から，所有森林に係る公益的機能別施業森林への変更願いが提出され，当該森林区域が水源の確保にとって重要な地域であると認められることから，盛岡市森林整備計画における当該地の森林区分を「木材等生産機能維持増進森林」から「水源涵養機能維持増進森林」に変更するもの。

(3) その他，文言の整理等を行うもの。

2　変更の内容

別紙のとおり。

目　次

Ⅱ　森林整備の現状と課題 及び 林業振興施策の基本方針 1
1　森林整備の現状と課題 1
2　林業振興施策の基本方針 3

Ⅲ　伐採，造林，保育その他森林の整備に関する基本的な事項 4
1　森林整備の基本方針 4
2　森林施業の合理化に関する基本方針 6

Ⅳ　森林の整備に関する事項 6
第１　森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。） 6
1　樹種別の立木の標準伐期齢 6
2　立木の伐採（主伐）の標準的な方法 6
第２　造林に関する事項 7
1　人工造林に関する事項 7
2　天然更新に関する事項 8
3　植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項 8
5　その他必要な事項 9
第３　間伐を実施すべき標準的な林齢，間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準 9
4　その他必要な事項 9
第４　公益的機能別施業森林等の整備に関する事項 10
1　公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法 10
2　木材等生産機能維持増進森林の区域及び当該区域内における施業の方法 10
第５　委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項 12
4　森林経営管理制度の活用に関する事項 12
第６　森林施業の共同化の促進に関する事項 12
第７　作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項 13
1　効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項 13

Ⅴ　森林の保護に関する事項 **14**
第１　鳥獣害の防止に関する事項 **14**
　１　鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法 **14**
第２　森林病害虫の駆除及び予防，火災の予防その他の森林の保護に関する事項 **14**

Ⅵ　森林の保健機能の増進に関する事項 **14**
　３　保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項 **14**

資料

別表１　公益的機能別施業森林区域

別表２　施業方法別森林区域

Ⅱ　森林整備の現状と課題 及び 林業振興施策の基本方針

1　森林整備の現状と課題

本市の森林面積は，市域面積 88,647ha のうち 64,778ha（約 73.1%）を占めており，その内訳は，国有林が 16,755ha，民有林が 48,022ha となっています。（令和２年度現在）

民有林 48,022ha のうち，人工林は 21,718ha で，民有林の人工林率は 45.2%となっています。

区　　分	総面積 (ha)	人工林面積 (ha)	人工林率	総蓄積 (千㎥)	人工林蓄積 (千㎥)
国有林	16,755	9,176	54.8%	2,988	1,843
民有林	48,022	21,718	45.2%	10,394	6,795
公有林	11,769	8,146	69.2%	2,874	2,374
県有林	7,904	5,210	65.9%	1,800	1,480
市有林	3,862	2,936	76.0%	1,073	894
財産区	3	0	0.0%	1	0
私有林	36,253	13,572	37.4%	7,521	4,421
合　　計	64,778	30,894	47.7%	13,382	8,638

民有林の人工林面積の構成は，スギ（34.3%），カラマツ（37.5%），アカマツ（25.7%）の３樹種でほぼ全体を占めています。

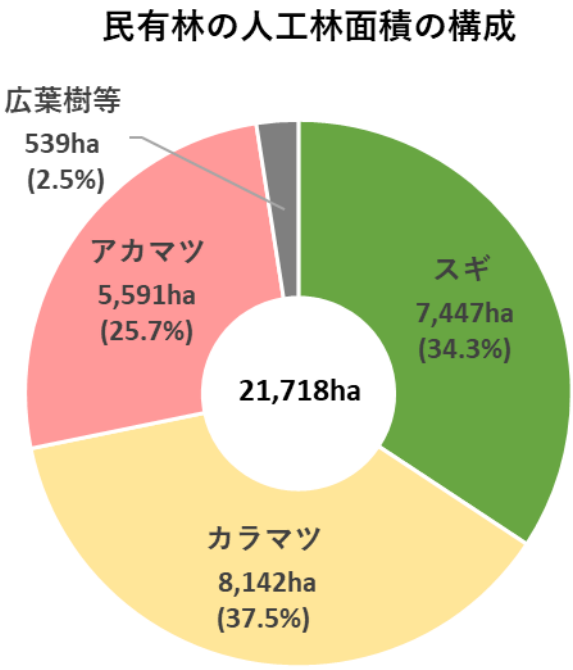

民有林の人工林面積の齢級配置は，間伐や保育の手入れを必要とする９齢級以下の林分が，6,905ha と人工林の 32%，そのうち特に間伐が必要な５～９齢級の林分が 5,802ha と人工林の27%を占めており，間伐の推進が必要となっています。

また，既に成熟し，本格的な木材利用が可能となっている 10 齢級以上の林分は 14,813ha と人工林の68%を占めており，５～９齢級の林分と合わせて，素材の供給能力が高まっている状態にあります。

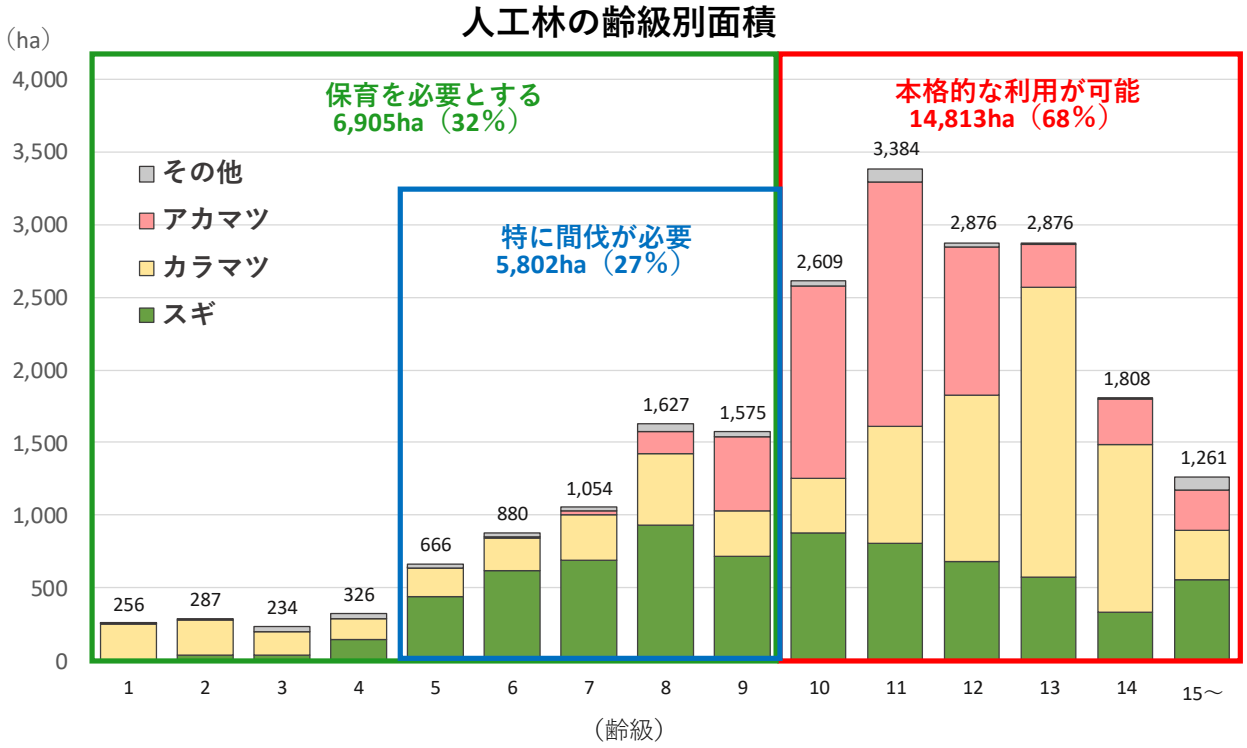

市街地周辺地域に所在する森林は，住民の生活環境保全に重要な役割を果たしており，森林の有する公益的機能の発揮に対する期待が高まっています。

しかし，森林所有者ごとの保有面積規模が小さく事業地が分散していることや，林業就業者の減少と高齢化に伴う林業労働力の不足，生産基盤の整備の遅れにより利用間伐や保育作業がなされないまま放置される森林が増加しています。分散した事業地を集約化することで面的なまとまりを形成するとともに，作業路網の整備などにより，効率的な森林施業を推進する必要があります。

松くい虫被害については，平成 21 年 10 月に本市において初めて被害が確認されて以降，被害地域及び被害量が拡大していることから，「松くい虫被害防除監視帯」を中心に，被害木等の感染源の早期発見・早期駆除を実施し，被害拡大の防止を図っていくとともに，重要な森林資源であるアカマツの有効活用方策を検討する必要があります。

民有林全体の49.7%を占める天然林は，主に広葉樹で構成されていますが，高齢級化が進行し，木材としての利用価値が高まっている一方で，ナラ枯れ被害が盛岡市に達した場合，その拡大が懸念される状況となっています。

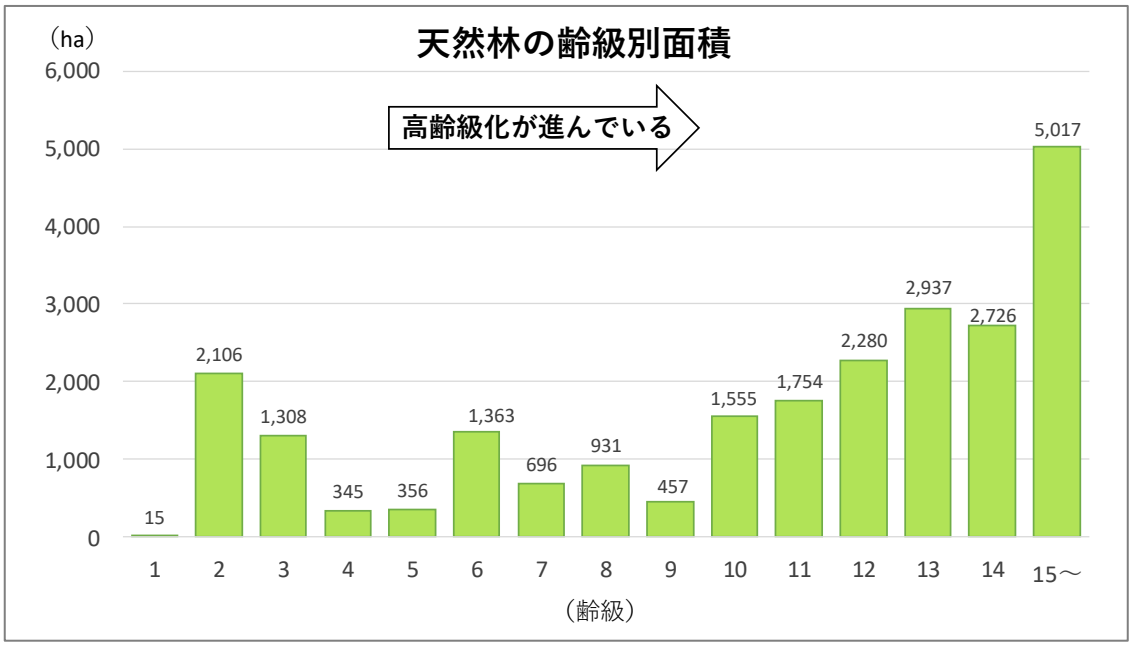

また，森林所有者の３割程度が市域外居住者で占められており，森林整備の上で不在村森林所有者の対策や境界の明確化を進める必要があります。

令和元年度から都道府県及び市町村への配分が始まった森林環境譲与税を有効に活用し，これら諸課題の解決に向けた取組を進めるとともに，近年需要が高まっているカラマツや成熟期を迎えた広葉樹などの資源に恵まれ，多様な種類の木材が地元で入手できる本市の強みを活かしながら，「森林の適正管理」，「林業の成長産業化」を推進する必要があります。

2　林業振興施策の基本方針

1　暮らしを守る山づくり

森林は国土保全，水源涵（かん）養，地球温暖化防止，木材等林産物の供給などの機能を有しており，市民の安全・安心・快適な暮らしに大きく貢献しています。

近年は，自然災害による甚大な被害が全国的に発生しており，防災基盤としての森林への期待が高まっていることを踏まえ，森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるための取組を進めます。

【具体的な取組】

・森林の機能区分に応じた適正な施業を推進します。
・適正な伐採及び伐採跡地の適切な更新を推進します。
・森林病虫害・獣害の被害の早期発見と拡大防止を図ります。
・森林火災の未然防止を図ります。
・森林や林業に関するボランティア等の活動を支援します。

2　資源を活かす山づくり
3　山を支える人づくり
4　木で彩る暮らしづくり

本市の森林資源は，市民の需要に応えられる蓄積を有しています。森林資源の活用は，森林整備の促進に加え，二酸化炭素の排出抑制及び炭素の貯蔵を通じて，「循環型社会の実現」に寄与することから，「木づかいのまち盛岡」を推進するとともに，木材産業を支援する取組を進めます。

【具体的な取組】

・公共施設や公益的施設等での市産材・木質バイオマスの利活用を促進します。
・商業店舗や個人住宅における市産材の利用を促進します。
・自治会・町内会等，地域における市産材の利用を促進します。
・イベント開催や木育等により，市産材の魅力発信に取り組みます。

5　遊び・学び・交流の場づくり

Ⅲ　伐採，造林，保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1　森林整備の基本方針

（1）　地域の目指すべき森林資源の姿

（2）　森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

ア　森林整備の基本的な考え方

イ　森林施業の推進方策

森林の整備に当たっては，森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させ，望ましい森林の姿に誘導するため，適切な森林施業を実施し，より健全な森林資源の維持造成を推進することとします。

具体的には，人工林の適時・適切な森林施業の実施，天然林の適切な保全・整備を推進するとともに，立地条件に応じた複層林施業，長伐期施業，天然生林施業等の計画的な実施により，多様な森林資源の整備を図ることとします。

林道・林業専用道等路網の開設については，傾斜等の自然条件，事業量のまとまり等地域の特性に応じて，環境負荷の低減に配慮したものとし，開設に当たっては，森林経営計画作成森林を主たる対象とし，路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応した整備を進め，伐捨間伐から利用間伐への転換を図っていくこととします。

また，森林の集約化を進める林業経営体等に対しては，研修の開催や積極的な情報提供等，必要な指導・支援を行い，林業経営体は森林所有者に対して施業の内容や具体的な収支を明示するなどの提案を行います。

なお，重視すべき機能に応じた７つの機能区分ごとの森林整備及び保全の基本方針については，次のとおりとします。

機能の区分	森林整備及び保全の基本方針
水源涵(かん)養機能	良質な水の安定供給を確保する観点から，適切な保育・間伐を促進しつつ，下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに，伐採に伴って発生する裸地については，縮小及び分散を図ることとします。また，自然条件や市民のニーズ等に応じ，天然下種更新など天然力※も活用した施業を推進します。 ダム等の利水施設上流部等において，水源涵(かん)養の機能が十全に発揮されるよう適切な管理を推進することとします。
山地災害防止機能/土壌保全機能	災害に強い国土を形成する観点から，地形，地質等の条件を考慮した上で，林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとします。また，自然条件や市民のニーズ等に応じ，天然下種更新など天然力も活用した施業を推進します。 集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において，土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう，適切な管理を推進するとともに，渓岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には，谷止や土留等の施設の設置を推進することとします。
快適環境形成機能	地域の快適な生活環境を保全する観点から，風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林構成の維持を基本とし，樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとします。
保健・レクリエーション機能	市民に憩いと学びの場を提供する観点から，自然条件や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進します。
文化機能	美観景観の維持，形成に配慮した森林整備を推進することとします。
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系，希少な生物が生育・生息する森林，陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については，生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとします。
木材等生産機能	木材等の林産物を持続的，安定的かつ効率的に供給する観点から，森林の健全性を確保し，木材需要に応じた樹種，径級の林木を生育させるための適切な造林，保育，間伐等を推進することを基本とし，将来にわたり育成単層林として維持する森林では，主伐後の植栽による確実な更新を行うものとします。この場合，施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備をすることを基本とします。

※天然力：自然に散布された種子が発芽・生育すること。

2　森林施業の合理化に関する基本方針

健全で活力に満ちた森林を維持・造成するためには，産業としての林業の活性化，林業経営体の経営力の強化が不可欠です。このことから，林業関係機関・団体との連携を緊密に図りながら，森林施業の共同化，林業の担い手育成，林業機械化の推進，流通・加工体制における条件整備等を推進します。

（１）林地保有の合理化を促進するとともに，森林所有者の組織化を図り，作業道等の基盤整備や森林施業の共同化を促進します。

（２）安定した林業労働力を確保するため，林業就労環境の改善と雇用条件の整備を図り，林業経営体の経営基盤強化と森林施業の受委託の体制整備を促進します。

（３）インターネットの活用等による林産物の有利な販売方法の導入や，高性能林業機械の導入，路網の整備等により林業生産コストの軽減を図り，林業生産性の向上を促進します。

（４）森林組合員，素材生産業者，製材業者を含む木材業者が一体となった素材の安定的な供給体制の整備や，地域材生産販売ルートの共同開拓，開発を促進します。

（５）国有林との連携による森林施業の合理化を促進します。

Ⅳ　森林の整備に関する事項

第１　森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1　樹種別の立木の標準伐期齢

2　立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち主伐は，更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が，再び立木地となること）を伴う伐採であり，その方法は，皆伐又は択伐によるものとします。

〇主伐の区分

区分	方　　法
皆伐	主伐のうち択伐以外のものとします。
択伐	伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法 単木・帯状又は樹群を単位として，伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとし，材積に係る伐採率を 30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては 40%以下）とします。

森林の有する多面的機能の維持増進を図るため，次の事項を立木の伐採（主伐）の標準的な方法として定めます。

また，以下の方法に加え，「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和３年３月16日付け２林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえるものとします。

（1） 伐採面積等

（2） 伐採作業に伴い必要となる集材路の作設等

伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要な集材路の作設等に当たっては，伐採する区域の傾斜等の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い，森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えるものとします。

（3） 伐採木の枝条等処理

（4） 皆伐

伐採跡地が連続することがないよう，適切な伐採区域の形状，１箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し，適確な更新を図ることとします。

（5） 択伐

（6） 伐採作業方法（施業）別の主伐時期等の目安

（7） 生物多様性の保全への配慮

第２　造林に関する事項

１　人工造林に関する事項

人工造林については，「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」や，「公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林」のほか，「木材等生産機能の発揮が期待され，将来にわたり育成単層林として維持する森林」において行うこととします。

（1） 人工造林の対象樹種

自然条件，既往の造林地の生育状況及び林産物の需要動向等を勘案の上，適地適木を旨として次のとおりとします。なお，アカマツの人工造林に当たっては，松くい虫被害抵抗性アカマツ品種，スギの人工造林に当たっては，花粉の少ない品種の導入を奨励するほか，コンテナ苗の活用も促進します。

区分	樹種	備考
対象樹種	スギ，アカマツ，カラマツ，造林実績のある有用広葉樹	

上記以外の樹種を植栽しようとする場合は，林業普及指導員※等の指導を受け，適切な樹種を選択することとします。

（２） 人工造林の標準的な方法

ア　人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

イ　その他人工造林の方法

その他必要な事項について，次のとおり定めます。

区分	標準的な方法
地ごしらえの方法	全面地ごしらえ，筋地ごしらえ，坪地ごしらえの方法の中から，支障となる植生の状況，地形，気象等の自然条件，対象物の量，更新の目的等に応じ，最も適切なものを選定し行うものとします。 なお，地ごしらえの際に，渓流敷内に林地残材・枝条等を放置しないよう留意するとともに，大雨で流されないよう杭木により固定するものとします。
植付けの方法	作業対象地の気象条件や土壌条件，苗木の特性・形状に応じ，活着及び植栽後の生育に最も有効とされる方法で適期に行うものとします。
植栽の時期	原則として樹木が成長を始める前の４月上旬から５月中旬に行うものとします。ただし，スギについては，梅雨期でも差し支えありません。 秋植えを行う場合には，落葉から降霜期までに植付けが終わるよう留意するものとします。 ※コンテナ苗を活用する場合，植栽可能時期が長くなるが，乾燥が長期間続く時期，土壌凍結や積雪期，寒風害等の恐れがあるなど条件が厳しい時期の植栽については留意すること。

２　天然更新に関する事項

天然更新は，前生稚樹の生育状況，母樹の存在などの現況，気候，地形，土壌等の自然条件，林業技術体系等からみて，主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとします。なお，天然更新の対象樹種や標準的な方法等は，県が定めた「天然更新完了基準（技術指針）」（平成 20 年４月 23 日森整第 91 号）によるものとします。

３　植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

（１） 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

森林の有する多面的機能を維持するために，主伐後の適確な更新を確保することを旨とし，ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況，天然更新に必要な稚幼樹の生育状況，林床や地表の状況，病虫獣害などの発生状況，当該森林及び近隣の森林における主伐箇所の天然更新の状況並びに森林の有する機能の早期回復に対する社会的要請等を勘案し，次の基準の全てに該当する森林を「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」とし，植栽による更新を促進することとします。

ア　現況が針葉樹人工林である森林（ぼう芽更新に適した立木がない森林）

イ　天然下種更新の母樹となり得る高木性の広葉樹林やアカマツ林が，斜面上方や周囲 100m 以内に存在しない森林

ウ　林床に更新樹種が存在しない森林

（２）　植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

該当なし

５　その他必要な事項

（１）　再造林の促進

（２）　低コスト造林の導入

（３）　広葉樹資源の持続的利用

（４）　制限林に関する事項

第３　間伐を実施すべき標準的な林齢，間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

４　その他必要な事項

（１）　間伐及び保育を行う際の留意事項

標準的な方法に従ってでは十分に目的を達することができないと見込まれる森林について，局所的な森林の生育状況の差違等を踏まえ，これに応じた間伐又は保育の方法によるものとします。また，次の事項を考慮することとします。

ア　間伐及び保育を行う際には林地の保全に配慮し，必要に応じ林地残材や枝条を集積し，渓流敷きに放置しないなど，災害の防止に努めるものとします。

イ　森林の状況に応じて，高性能林業機械の活用や列状間伐の導入など効率的な施業の実施を図り，利用間伐の定着を図るものとします。

ウ　猛禽類の生息が確認されている地域においては，生息環境の確保のための列状間伐を導入するなどの配慮をするものとします。

エ　地球温暖化防止や循環型社会の形成に向けて，間伐で生じた未利用材等の利用促進に努めるものとします。

オ　低密度植栽や大苗等の植栽を推進することで，下刈り回数の削減等を図り，保育作業の軽労化・効率化に努めるものとします。

第４　公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

１　公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

（２）　山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林，快適環境形成機能維持増進森林及び保健文化機能維持増進森林

ア　区域の設定

イ　施業の方法

区　　分	区域ごとの施業方法
山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林	地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然下種更新など天然力も活用した施業を行うこととします。
快適環境形成機能維持増進森林	風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を行うこととします。
保健文化機能維持増進森林	憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業や美的景観の維持・形成に配慮した施業を行うこととします。特に地域独自の景観等が求められる森林において，風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹（以下「特定広葉樹」という。）を育成する森林施業を行うことが必要な場合には，当該森林施業を推進するものとします。

２　木材等生産機能維持増進森林の区域及び当該区域内における施業の方法

（１）　区域の設定

区　　分	区域の設定基準
木材等生産機能維持増進森林	林木の生育に適した森林，林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林，木材等生産機能が高い森林で，自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
特に効率的な施業が可能な森林	木材等生産機能維持増進森林のうち，林地生産力及び施業の効率性が特に高いと認められる森林

（２） 施業の方法

木材等林産物を持続的，安定的かつ効率的に供給するため，生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに，植栽による確実な更新，保育及び間伐等を推進することを基本とし，森林施業の集約化，路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進します。

なお，特に効率的な施業が可能な森林における人工林の皆伐後は，原則として植栽による更新を行うものとします。

【別表１】

区　　分	森林の区域	面積（ha）
(1) 水源涵(かん)養機能維持増進森林 （県の基準による県土水源保全森林）	（別　添）	35,004.33
(2) 山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林 （県の基準による県土水源保全森林）	（別　添）	3,983.22
(3) 快適環境形成機能維持増進森林 （県の基準による生活環境保全森林）	（別　添）	1,168.56
(4) 保健文化機能維持増進森林 （県の基準による生態系保全森林）	（別　添）	240.31
(5) 木材等生産機能維持増進森林 （県の基準による資源循環利用森林）	（別　添）	7,625.85
(6) (5)のうち，特に効率的な施業が可能な森林	※	－

計　48,022.27

※ 航空レーザ測量による森林資源情報，森林所有者情報及び林業経営体や森林所有者等の意見等を勘案した上で，別途設定することとします。

【別表２】

区　　分	施業の方法	森林の区域	面積(ha)
(1) 伐期の延長を推進すべき森林		（別　添）	35,004.33
複層林施業を推進すべき森林	(2) 複層林施業を推進すべき森林 （択伐によるものを除く）	なし	－
	(3) 択伐による複層林施業を推進すべき森林	なし	－
(4) 長伐期施業を推進すべき森林		（別　添）	5,392.09
(5) 特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		なし	－

計　40,396.42

第５　委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

４　森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林組合等の林業経営体に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には，森林経営管理制度の活用を図り，森林所有者から経営管理権を取得した上で，林業経営に適した森林については「岩手県意欲と能力のある林業経営体※」に経営管理実施権を設定するとともに，経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については，当該森林の現況や現状のまま推移した場合における公益的機能の影響などを勘案した上で，市町村森林経営管理事業の実施により，適切な森林の経営管理を推進します。

※岩手県意欲と能力のある林業経営体：森林経営管理制度において，市町村から経営管理実施権の設定を受けることを希望するとともに、生産性の向上，再造林の実施、林業従事者の雇用管理の改善などに関する一定の基準を満たす林業経営体

第７　作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

林道等路網の開設については，Ⅲの１に定める「森林整備の基本方針」の実現を図るため，傾斜等の自然条件，事業量のまとまり等地域の特性に応じて，環境負荷の低減に配慮したものとします。

開設に当たっては森林経営計画作成森林を主たる対象とし，路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応した整備を進めるものとします。

また，小動物が自力で脱出できる構造を有する側溝の設置や在来植生による緑化などにより，自然環境の保全に配慮しながら，森林の形態，森林整備状況等の諸条件，地元からの要望などを踏まえた上で，地域の将来を見据えた整備を推進します。

なお，ここでいう路網とは，一般車両の走行を想定する「林道」，主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」，集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」を指します。

１　効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

路網開設の際は，下表「効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準」を目安として林道（林業専用道も含む。以下同じ。）及び森林作業道を利用形態や地形・地質等に応じ適切に組み合わせ，丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択します。なお，自然条件等が良好であり，将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど，森林施業の優先順位に応じた整備を推進します。

○効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

区分	作業システム	路網密度　（ha 当たり）		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地（ 0°　～15°　）	車両系作業システム	30m以上	80m以上	110m以上
中傾斜地（15°　～30°　）	車両系作業システム	23m以上	62m以上	85m以上
	架線系作業システム	23m以上	2m以上	25m以上
急傾斜地（30°　～35°　）	車両系作業システム	16m以上	44m以上	60<50>m以上
	架線系作業システム	16m以上	4m以上	20<15>m以上
急峻地（35°　～　　）	架線系作業システム	5m以上	－	5m以上

※路網密度の水準については，木材搬出予定箇所に適用することとします。また，尾根，渓流，天然林等の除地には適用しないこととします。

※「架線系作業システム」とは，林内に架設したワイヤーロープに取付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤーダ等を活用します。

※「車両系作業システム」とは，林内にワイヤーロープを架設せず，フォワーダ等の車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積・運搬するシステム。

※「急傾斜地」の<>書きは，広葉樹の導入による針広混交林など育成複層林へ誘導する森林における路網密度。

Ⅴ　森林の保護に関する事項

第１　鳥獣害の防止に関する事項

１　鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

（１）　区域の設定

（２）　鳥獣害の防止の方法

該当なし。ただし，ニホンジカによる被害については，P41 第２の２に現状と対策の方法を記載しています。

Ⅵ　森林の保健機能の増進に関する事項

３　保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項